

令和6年

総務委員会

3月25日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和6年3月25日

午後3時29分 開会

午後3時53分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	中 堀 りゅういち
委員	岡 島 ゆみこ	委員	林 ゆきひろ
委員	月 岡 修 一		
議長	鵜 飼 貞 雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅 井 俊 一	議事課長	深 草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	土 屋 正 典
行政経営部長	小 串 真 美	市民生活部長	宇佐見 恭 裕
秘書広報課長	伊 藤 克 代	財政課長	浦 倫 彰
税務課長	加 藤 健 治		

5. 傍聴議員

青 木 けんじ	鈴 木 智 和	浅 井 たかお	こんどう のぶお
近 藤 ひろひで	いとう ひろし	服 部 龍 一	武 谷 としお
毛 受 明 宏	三 浦 桂 司	一 色 美智子	堀 内 ち ほ
清 水 義 昭	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

3名

午後3時29分開会

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。
会議に先立ちまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は2つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続いて、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 皆様、お疲れさまです。

総務委員会、条例の一部改正1件、補正予算1件、皆様大変お疲れのところと思いますが、慎重審議よろしくをお願いします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

それでは、これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、御承知おきよろしくお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めてまいります。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合には、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようよろしくお願いいたします。また、反問を終了する場合にも意思表示を明確にされますよう、お願いいたします。

では、初めに、議案第38号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者からの説明を求めます。

加藤課長。

○**税務課長（加藤健治君）** それでは、議案第38号 豊明市税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要があるからでございます。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布され、同日施行されたことから提出するものでございます。

改正につきましては、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例についてでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表1ページ、附則第5条の2を御覧ください。

これは、このたびの能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、1月での損失であることより、本来、その損失金額は、来年度令和7年度の個人住民税において雑損控除を適用させるところ、令和6年度、今年度ですけれども、令和6年度は4月からですが、個人住民税において雑損控除として適用させることができるという特例を定めた規定であります。

また、雑損控除においては、納税義務者だけではなく、生計を一にする配偶者及びその他の親族で一定所得金額以下の方の有する資産についても同様に適用できますけれども、一般の震災においては、納税義務者と同様に、令和6年度の個人住民税の雑損控除として適用できるという特例についても規定されております。

裏面の附則第6条を御覧ください。

これは、このたびの地方税の改正に伴う条ずれを受けた改正でございます。

なお、この条例の附則といたしましては、公布の日から施行することをお示ししております。

以上で説明を終わります。

○**総務委員長（郷右近 修議員）** 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○**林 ゆきひろ委員** 今回の条例改正、能登半島の震災で令和6年度分の個人住民税に雑損として入れれるということなんですけれども、これ、市内の在住者の方で、こういった条例改正で影響を受ける方というのは、どういう方が想定されるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） これは、令和6年1月1日に豊明市に住民登録がある方が、能登半島に資産を有して損害を受けた場合、その損害を受けた当該損失金額に対して雑損控除を受けることができるというような内容でございます。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちなみにそういった方というのは、市内にどれぐらい対象者がいるというのは、何か想定されていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） どの程度、能登半島のほうに資産を有している方が見えるのかというのが分からないので、影響額というのは分からないんですが、非常に少ないのではないかというふうに思っています。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 こちらの改正後で見させていただいているんですが、完全に時期的な部分の改正ということで捉えているんですけども、金額的に、こういった形で、その割合とか、そういったのというのは、この雑損控除というのが成り立っていくのか、教えてもらえますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 雑損控除の計算の仕方だと思いますけども、災害関連です。例えば家を取り壊したりとか、除却したりとかする場合において、その金額において保険金等が適用された後の金額に関してマイナス5万円、もしくは、マイナスの所得金額の10%、どちらか金額の多いほうが雑損控除として適用されるというような内容でございます。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号 令和6年度豊明市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきましても理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長(伊藤克代君) それでは、議案第39号 令和6年度豊明市一般会計補正予算(第1号)のうち、秘書広報課所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

2款1項2目 秘書人事管理費の秘書人事管理事務事業で、電算関係委託料101万2,000円の増額です。これは、所得税3万円の定額減税を行うためのシステム改修費用でございます。

昨年末に閣議決定された税制改正大綱に基づき、定額減税等について、1月に国から通知され、本年6月から制度の運用を始める必要があることから、この時期での予算の補正をお願いするものでございます。

以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。

○総務委員長(郷右近 修議員) 続けて、どうぞ。

加藤課長。

○税務課長(加藤健治君) では、税務課が所管するものについて、歳出の御説明をいたしたいと思いますので、補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

6ページ、中ほどを御覧ください。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費におきまして、4億8,156万6,000円を増額し、7億7,112万7,000円とするものであります。これは定額減税の調整給付金の支給

に係る歳出予算であります。

定額減税は、減税対象者に対し所得税は3万円、住民税は1万円ですけれども、定額減税の調整給付金とは、減税額が所得税額や住民税額を上回った方、定額減税し切れなかった方へ、その不足額の給付を行うものでございます。このたびの補正予算は、その給付金及び事務費の予算について計上させていただくものでございます。

7ページの中ほどを御覧ください。

課税計算事業の説明欄、電算関係委託料を496万8,000円増額いたします。これは、令和5年中の所得、扶養親族等及び課税データから、定額減税し切れない方や、その額の抽出を行い、申請書や給付決定通知書の印刷、封入等を行う委託業務でございます。

その下の税務総務事務事業を御覧ください。

右の説明欄から、上から順に説明していきます。

最上段の定額減税調整給付金等事務ですが、これは、定額減税調整給付金に係る課税データの確認、修正及び申請書発送事務等を行う会計年度任用職員の4名分の報酬でございまして、236万7,000円を計上しました。その下は雇用期間中の期末手当及び勤勉手当でございます。

その下の通信運搬費441万1,000円は、調整給付金の申請書発送等に係る郵送料及び問合せの対応のための電話料金でございます。

その下の手数料173万8,000円は、給付金を口座に振り込む際の振込手数料でございます。

その下の定額減税調整給付金業務委託料1,585万6,000円は、申請書の受付窓口及び市民からの問合せに対応するコールセンターの業務委託料でございます。定額減税調整給付金関連の問合せ等の窓口と通常の課税に関する問合せの窓口を分けて対応することで、市民の方々が各種の問合せに対して分かりやすく、また、混乱しないようにするために設置するものでございます。

その下は、コールセンター設置に伴う電話設置工事費の120万円です。

その下の備品購入費は、電話機10台分の購入費44万6,000円でございます。

最後に、扶助費として、実際に支給する調整給付金を4億5,000万円計上いたしました。これは、令和4年中の所得等から給付金の額を仮という形で抽出及び算出したもので、実際は令和5年中の所得等から給付金の額を抽出及び算出いたします。

国の制度設計の詳細資料が先日発出されたことで、現行データにおける対象者数や給付見込額の抽出及び算出を行うことができ、また、大枠において給付事務のスケジュールも把握できたことより、この時期での予算措置となりました。

なお、このたびの予算積算は、実際に支給する基礎となる令和5年中の所得等のデータ

ではなく、現行確定データ、令和４年中の所得等のデータから抽出しておりますので、実際の申請者数、問合せ件数等の詳細が分からない面があり、概算にて計上させていただいております。今後、増額または減額の補正をさせていただく可能性もございますけども、お認めいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 続いて、財政課所管分について御説明申し上げます。

歳入の説明をいたします。

５ページをお願いいたします。

下段の18款 繰入金、１項１目 財政調整基金繰入金５億1,407万2,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるもので、一旦、基金での措置となりますが、後に国庫による補填がなされる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、まず、定額減税の調整給付金の給付のスケジュール、最初にいつぐらいに給付はされる予定なんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） ４月に入りまして契約事務等を進めまして、６月末頃、下旬頃ですけども、データの抽出等を行います。７月中旬から下旬ぐらいに申請書等を発送いたします。８月中旬頃、第１回目の振込ができると思います。

国も言っていますけども、10月末が申請受付の期限でございます。11月末が振込完了の期限でございます。

以上が大枠の事務のスケジュールです。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど見込みの人数がまだ確定していないということだったんですけども、この予算で組んであるのは令和4年度のということで、これは何人分ぐらいで見込んでいるのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） これはちょっとマックスの金額で組まさせてもらっているんですけど、1万5,000人を予定しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この対象者というか、給付される方というのは、非課税世帯の方とか、あとは、そういった住民税等でこの定額減税で引き去りができないような方というか、そういった方が対象だというふうだと思うんですけど、これというのは、例えば今まで非課税世帯の給付を行っていたりとか、あと、マイナンバーの口座登録者等あって、プッシュ型である程度できるんじゃないかなと思うんですけども、そういうプッシュ型なのか、それとも、全員やっぱり口座登録で申請書を出さないといけないのか、どのように進めていくのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） これは、振込口座を把握しないと振り込むことができませんので、一旦、申請書を受けて、決定をして振り込ませていただく。つまり、プッシュ型というのは非常に難しいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 なので、例えば非課税の方、今まで給付している方がいます。そのときに口座番号は絶対登録しているかと思うんです、市のほうに。それから、マイナンバーカードの人も、もしかしているかもしれない。そういった方はプッシュ型にするとか、そういう対応にはできないんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君）　まずは、非課税というのは定額減税をし切れない方、税金が発生して定額減税をする方の対象ではないものですから、定額減税というのは、税金が実際に出てみえる方、出てみえる方から定額減税をして、それで、例えば1人につき住民税なら1万円、所得税なら3万円を引き切れない方についての計算をしますので、その方についての口座というのはこちらに把握ができておりません。ですので申請書を送付して、申請していただくという形を取っているというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　もう一つ、マイナンバーの口座登録等もあったと思うんですけど、あれは利用できないんですか。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君）　一応、今現在考えておるところでありますと、口座の番号を一応書いていただければというふうには考えております。マイナンバーで口座のチェックをしてということも今現在は考えていません。ただ、事務手続を進めていく間に、そのほうが適切だというふうなことであれば、それも進めていこうかなというふうには考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員　4ページ、5ページ、歳入、財政調整基金繰入金の部分なんですけれども、先ほど、国からの補填というふうにちょっと、聞き間違いでなければ、聞こえたんですが、名目はこういったものになりますか。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦　倫彰君）　5年度もあった、物価高騰のコロナの交付金になるかと思えます。物価高騰のほうですね。

（物価高騰の声あり）

○財政課長（浦　倫彰君）　物価高騰のほうです。終わります。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この定額減税の調整給付金ですけど、基本的には、支給をしていくものなので、拒む方はいないんじゃないかなと思うんですね。なので100%支給できるように、対象者にはできるようにしてほしいんですけども、申請書を送ってもらうということだと、郵送のもので見逃してしまったりとか、漏れてしまったり、そういう方もいるんじゃないかなと思うんですけど、先ほど最終が11月が期限っていうふうだったと思うんですけど、これは、例えば申請がなかった方に対して再通知をしたりとか、再連絡をしたりだとか、そういったことも対応って考えておりますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 事務手続を進めていくプロセスの中で、そういうリストがありますので、可能であればやりたいというふうに思っています。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 定額減税の調整給付金の業務委託料のほうですけども、まず、どのような事業者にと委託しようと考えているのかという想定を聞かせていただきたいのと、積算根拠を説明をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 委託業者については、これまで給付金の支給事務を行った経験のある委託事業所を当たっております。

それが1つと、あと、積算の基礎ですけども、時給が約1,500円から1,800円ぐらい、掛けるの1日7.0時間、掛けるのマックス104日、掛けるの10人と、あと、管理料プラス消費税というのを積算の基礎にしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 管理料というのはその委託事業者に入るものだと思うんですけど、

どれぐらい、何%とかってあるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 雇用する人件費の10%でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この問合せ窓口というのは、市役所内に設置する予定があるのか、されるのであればどこに設置される予定かということと、あと、もしかしたら外国語の方とかも見えるかもしれないんですけど、そういった対応というのとも考えられていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 申請窓口と問合せ電話を設置する場所は、市役所の中、今現在給付金の支給をしているところの近くを考えております。

外国人対応につきましては、外国人の通訳ができる方が市役所の中にも見えますので、それで対応する、もしくは、翻訳の機械がありますのでそれで対応する、もしくは、電話連絡等で翻訳をすることもできますので、それで対応するように考えています。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、例えばそういった口座登録者などは、事務を進めていく中で、活用ができればやるようなお話もあったかなと思うんですけども、例えばそういった、先ほど10名配置されるということで説明されましたけど、想定よりも問合せ件数がすごく少なかったりとか、窓口に見える方も少なくて、すぐ申請書が出てということだと人員が余剰になる可能性もあると思うんですね。そういう場合というのは、やっぱり、都度、市のほうが見て減員したりとか、そういったことというののもやっていく予定でしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 委員おっしゃるとおりです。終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 必要な給付だと思いますので、賛成したいと思いますが、先ほど申し上げているように、やっぱり100%支給できるように、支給漏れないように、しっかり連絡を取って進めていただきたいということと、やはりプッシュ型等、いろいろ活用していけば事務負担も減っていくんじゃないかなと思いますので、そういった問合せ件数が減れば、人員の削減といえますか、そういったことも抑えられると思いますので、そういったところをしっかりと見ていただいて進めていただくようお願いして、賛成したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） では、討論を終結し、採決に入ります。

議案第39号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。議案第39号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告については私に御一任願えるでしょうか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、お疲れさまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後3時53分閉会